

生駒市規則第 6 号

生駒市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成 2 8 年 7 月生駒市規則第
2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同
号の前に次の 1 号を加える。

(1) 糖尿病内科

第 2 条に次の 1 号を加える。

(5) 眼科

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。